

人材育成推進事業費補助金（高等専修学校における DX 人材育成事業）交付要綱

令和 7 年 1 月 2 8 日
文 部 科 学 大 臣 決 定
令和 8 年 1 月 23 日一部改正

（通則）

第 1 条 人材育成推進事業費補助金（高等専修学校における DX 人材育成事業）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、高等専修学校が行う、成長分野における人材育成を推進するための事業に必要な経費を補助することにより、デジタル等成長分野や DX（デジタルトランスフォーメーション）を支える人材育成の強化を目的とする。

（交付の対象）

第 3 条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、別紙に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）、補助事業に係る補助対象経費、補助対象経費の範囲及び補助金の額は、別紙のとおりとする。

（交付の申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は交付申請書（様式第 1）を大臣に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当の額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において

当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 第1項の規定に基づく交付申請書の提出については、交付申請者が学校法人及び準学校法人（以下「学校法人等」という。）の場合は都道府県知事を、市町村（市町村の組合及び市町村が設立する公立大学法人を含む。以下同じ。）の場合は都道府県教育委員会を經由し、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、別に通知する期日までに、交付申請書に交付申請額一覧（様式第2）を添えて大臣に送付するものとする。

（交付の決定）

- 第5条 大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、交付申請者に対し、交付決定通知書（様式第3の1）により速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たって、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 大臣は、第1項の交付を決定したときは、交付申請者が学校法人等の場合は都道府県知事に、市町村の場合は都道府県教育委員会に、交付決定額一覧（様式第4）を送付するものとする。
- 4 都道府県知事又は都道府県教育委員会は、大臣から前項の送付を受けたときは、交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を速やかに交付申請者に対し、交付決定通知書（様式第3の2）により通知するものとする。
- 5 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条第1項の交付申請書が文部科学省に到達した日から起算して30日以内とする。

（申請の取下げ）

- 第6条 前条の通知を受けた者は、交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げるときは、交付の決定を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の規定に基づく届出書の提出については、補助事業者が学校法人等の場合は都道府県知事を、市町村の場合は都道府県教育委員会を經由するものとする。

（経費の効率的使用等）

- 第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いを行うときは、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第5)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助目的を変えないで、交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的の達成をより効率的にするために補助事業の内容を変更する場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定に基づく変更承認申請書の提出については、補助事業者が学校法人等の場合は都道府県知事を、市町村の場合は都道府県教育委員会を経由するものとし、都道府県知事又は都道府県教育委員会は受領してから速やかに変更承認申請額一覧(様式第6)を添えて大臣に送付するものとする。
- 3 大臣は第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。この場合の変更交付決定通知書は様式第7の1によるものとする。
- 4 第5条第4項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合の変更交付決定通知書は様式第7の2、変更交付決定額一覧は様式第8によるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、速やかに(中止/廃止)承認申請書(様式第9)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定に基づく(中止/廃止)承認申請書の提出については、補助事業者が学校法人等の場合は都道府県知事を、市町村の場合は都道府県教育委員会を経由するものとする。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事業遅延届(様式第10)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の規定に基づく事業遅延届の提出については、補助事業者が学校法人等の場合は都道府県知事を、市町村の場合は都道府県教育委員会を経由するものとする。

(状況報告及び調査)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の要求があったときは、速やかに事業実施状況報告書(様式第11)を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、都道府県知事又は都道府県教育委員会の要求があったときについて準用する。
- 3 大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会は必要があると認めるときは、その状

況を調査することができる。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業を完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又はその翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合(補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合)には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、実績報告書(様式第12)を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の規定に基づく実績報告書の提出については、補助事業者が学校法人等の場合は都道府県知事に、市町村の場合は都道府県教育委員会に実績報告書(様式第12)を提出するものとする。
- 3 第1項及び第2項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項及び第2項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第13条 大臣は、前条の規定による補助事業の完了若しくは廃止に係る実績報告書の提出を受けた場合には、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定に基づく交付すべき補助金の額の確定については、補助事業者が学校法人等の場合は都道府県知事が、市町村の場合は都道府県教育委員会が交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第13)により補助事業者に通知し、その結果を額の確定報告書(様式第14)に補助事業者から提出された実績報告書の総括表の写しを添えて、大臣に送付するものとする。
- 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、返還命令書(様式第15の1)により、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の規定に基づく補助金の返還については、補助事業者が学校法人等の場合は都道府県知事が、市町村の場合は都道府県教育委員会が返還命令書(様式第15の2)により、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 5 前2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納

付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第16)を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告書の提出があったときは、返還命令書(様式第15の1)により当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第5項の規定は、前項の規定により返還を命ずる場合について準用する。

(補助金の支払)

第15条 補助金の支払は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書を官署支出官都道府県会計管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第16条 大臣は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、この要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくはこの要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により第5条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で

計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づき返還を命ずる場合には、第13条第5項の規定を準用する。

(知的財産権の報告)

第17条 補助事業者は、補助事業により得られた成果に係る特許権その他の知的財産権を取得したときは、速やかに知的財産権報告書を大臣に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部に相当する額を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第19条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は改造等により付加価値が増加したあとの価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該全事業完了の会計年度の翌会計年度から5年間保存しておかなければならない。

(報告の公表)

第21条 大臣は、第11条、第12条並びに前条の規定により提出された報告書の全部又は一部を公表することができる。

(補助金調書)

第22条 補助事業者（地方公共団体が補助事業者となる場合に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式第17）を作成しておかなければならない。

（遂行命令等）

第23条 適正化法第13条による補助事業の遂行及び一時停止の命令、適正化法第16条第1項による補助事業の是正措置命令並びに適正化法第23条第1項による立入検査等については、補助事業者が学校法人の場合においては都道府県知事が、市町村の場合においては都道府県教育委員会が行うことができるものとする。

（電磁的方法による提出）

第24条 交付申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電磁的方法による通知等）

第25条 大臣等は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受け取ることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣等は補助事業者に到達確認を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月28日から施行する。

附 則（令和8年1月23日一部改正）

この要綱は、令和8年1月23日から施行する。